

平成 30 年度  
筑波大学法科大学院  
[ビジネス科学研究科法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者コース入学試験

試験問題(民事法)

(120 分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて 5 枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙それぞれに、受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、黒色又は青色のペンを使用してください。
- 6) 下書きは答案構成用紙又は問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後 30 分間、試験終了前 10 分間は、退出できません。
- 9) 民法については、現行法（平成 29 年 6 月 2 日法律第 44 号による改正前の法）に基づいて、解答してください。

## 民法（配点150点）

下記の【第1問】及び【第2問】に答えなさい。

### 【第1問】（75点）

以下の【事例】を読んで、下記の（1）及び（2）に答えなさい。

#### 【事例】

平成26年5月13日、Aは、B工務店との間で、自己が所有する甲土地の上に存在する建物乙を取り壊し、新たに居住用の建物を建築してもらう契約を締結した。この契約において、工期は同年11月30日までとすること、新規に購入する必要がある材料にかかる費用はすべてAが負担すること、乙建物を解体することによって生ずる古材も建築予定の建物に使用すること、乙建物の解体と建物の建築にかかる報酬は2000万円とし、建物の引渡しと同時に支払われることが取り決められた。

平成26年5月15日、Aは、Bに対して、材料購入費用として1500万円を前払いした。その後、Bは、建物の建築を進め、同年9月末頃には、全工程の75パーセントを終え、内装工事と電気工事を残すだけの段階にまで至っていた。なお、この時点において、上記の材料購入費用のうち1300万円が既に材料購入のために使われ、購入した材料のうち1200万円分は、建物の建築のために使用されていた。

平成26年10月1日、Aが死亡し、Cが単独でAを相続した。このことを聞いたBは、すぐさまCと話し合いを持ったところ、Cから、「自分には別に住居があるから居住用の建物は必要ない。建築途中の建物については、古風なカフェにして賃貸することにしたいから内装を変更して欲しい。」との申入れを受けた。これに対して、Bは、当初の報酬のままで内装の変更には応じられないと主張して、工事を中止した。

平成26年10月15日、Cは、自分で探してきた工務店Dとの間で、Bが途中まで完成させた建物について、建築現場に残されていた100万円分の材料と新たにDが調達する材料を使い、報酬500万円で、カフェとしての使用に適する建物丙として完成させてもらう契約を締結した。その後、同年12月10日に、丙建物は完成了。

Cは、丙建物について登記をしようとしたところ、平成26年10月1日に未完成の丙建物につき所有者をBとする登記がされていることが判明した。

(1) C は、B に対して、丙建物が C の所有に属すると主張して、丙建物についての登記の抹消を求めてい。C の請求が認められるかどうかについて、検討しなさい。(40 点)

(2) B が、C に対して、どのような根拠に基づき、どれだけの額の支払を求めることができるかについて、検討しなさい。(35 点)

## 【第2問】(75点)

以下の【事例】を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

### 【事例】

平成28年12月1日、当時7歳の女児Aは、自転車に乗って交差点を走行中にBが運転する自動車と衝突した（以下「本件事故1」という。）。本件事故1が起きた交差点には信号機がなく、この交差点は見通しの悪い十字路の形状をしていることから、双方の道路とも優先道路とはされていなかった。そのため、この交差点を通行するときは、徐行しなければならないことになっていた。本件事故1は、AとBがいずれも徐行することなく交差点に進入したこと、Bが制限速度をオーバーするスピードで自動車を運転していたことによって生じたものである。

Bは、本件事故1当時16歳であり、自動車の運転免許を有しておらず、Bの父Cが保有する自動車を無免許で運転していた。Cは、本件事故1の3か月ほど前から、Bが無断で自動車に乗っていることを認識しており、Bに何度か注意を与えていたが、それでもBが自動車の運転をやめようとしたないので、本件事故1当時には、Bが自動車を運転することを放置しているような状況にあった。

本件事故1の後、Aは、直ちにD病院へと搬送され、緊急手術を受けて一命を取りとめたものの、咀嚼及び言語に著しい後遺障害を残すことになった。Aの父Eは、Aの母Fが既に死亡していたために、本件事故1直後からAがD病院を退院するまで、仕事を休んで連日Aの病室を訪れたほか、入院及び治療費として200万円を支出した。また、Aには、等4級の後遺障害が残り、その生涯にわたって、毎月5万円程度の介護費用の支出が見込まれている。

AがD病院を退院した後の平成29年7月1日、Aは、Eとともに、愛犬を連れて路側帯の内側を歩いていた際に、Gが運転する自動車と衝突し、即死した（以下「本件事故2」という。）。本件事故2当時、Gは、医師からてんかんの診断を受け自動車の運転を禁止されていたにもかかわらず自動車を運転し、その発作が起きたためにブレーキを踏むことができず、運転する自動車をAに衝突させてしまったのであった。

### 【設問】

Eが、誰に対して、どのような内容の損害の賠償を求めることができるかについて、検討しなさい。

なお、民法の範囲で解答すれば足り、自動車損害賠償保障法その他の特別法には触れなくてよいものとする。

## 民事訴訟法（配点 50 点）

以下の【事例】を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

### 【事例】

X は、Y を被告として、A 土地について所有権に基づく明渡しの訴えを提起し（以下「本件訴訟」という。）、一審で勝訴判決を得た。その後、本件訴訟が控訴審に係属中に、X は、訴訟外で、Y から、「平山画伯の絵画「甲」を無償で差し上げるから訴えを取り下げてほしい。」との申出を受けた。X は、平山画伯の絵画を貰えるなら A 土地明渡しの訴訟を取り下げてもよいと考えて訴訟外の和解に応じ、絵画を受け取って訴えを取り下げた。

ところが、「甲」はシルクスクリーン（一種の版画）であり、X が想定したような価値がないものであった。

### 【設問】

X は、Y に対して、なるべく本件訴訟を活かして早期に A 土地の明渡しを求めたいと考えるが、民事訴訟法上どのような方法をとることができるか。その方法の障害となる法規範や規定を考慮しつつ、考えられる方法について説明しなさい。

平成 30 年度  
筑波大学法科大学院  
[ビジネス科学研究所法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者コース入学試験

試験問題(刑事法)

(90 分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて 3 枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙それぞれに、受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、黒色又は青色のペンを使用してください。
- 6) 下書きは答案構成用紙又は問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後 30 分間、試験終了前 10 分間は、退出できません。

## 刑法（配点100点）

以下の【事例】を読んで、甲、乙及び丙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

### 【事例】

イケメン代議士として人気の甲は、地元のタクシー会社の女性社長乙から、財務金融委員会で審査中の石油ガス税法案を廃案にしてくれれば、見返りに現金を提供すると持ちかけられた。ミスコン優勝経験もある乙を見て、一目で気に入った甲は、「俺は委員ではないが、委員の先生たちを説得してみよう。だが、金はいいよ。代わりに、君と一晩過ごしたいな。」と申し向けた。乙は、「私も先生のこと、素敵だと思っていたんです。一晩といわず、ずっと仲良くしたいです。」と応じた。そこで甲は、「よし、決まりだ。頼まれた件は何とかするよ。これからも会おう。」と申し向け、乙と、数回にわたり性交渉をもった。

その頃、ネタを探して甲の周辺を取材していた雑誌「週刊文京」の記者丙は、甲宅に乙が出入りするのを目撃した。丙が、甲との関係を問い合わせると、乙は、「甲先生とは、大人のお付き合いをしています。放っておいてください。」と応じた。丙が、「甲先生の奥さんは、出産間近なんですよ。そんなときに、恥ずかしくないですか。」と畳みかけると、混乱した乙は、「そんなこと、聞いていません。お世話になったお返しに交際を迫られて、仕方がなかったんです。」などと、これまでの経緯を虚実織り交ぜて赤裸々に語った。丙は、これを記事にして甲の議員としての資質を世間に問うべきだが、過激な内容の方が読者は喜ぶと考え、乙が甲宅に出入りする写真とともに、「衝撃の政界不倫汚職。甲は、身重の妻がいながら、地元企業に便宜を図った『謝礼』を迫り、何人もの関係者と手当たり次第に関係を持った。」などという記事を自誌に掲載した。

この記事により辞職に追い込まれた甲は、「週刊文京」の編集部を訪れた。応対した丙に対して、甲が、「『手当たり次第』とか、デタラメ書きやがって。」と抗議すると、丙は、「乙さんとの不倫は事実だし、イケメンの先生なら、どうせ他にも相手がいるでしょう。ゲスに違いはないのだから、細かいことは気にならない。」と応じた。丙の態度に怒りが高じた甲は、「てめえ、ふざけるな。」と言って丙に殴りかかり、加療約1週間の軽傷を負わせた。怒りが収まらない甲の様子に、身の危険を感じた丙が殴り返すと、甲は、衝撃で倒れ、床に頭を打ち付け動かなくなった。それを見た丙は、さらに、甲の腹部を数回足蹴りにした。甲は、6時間後に、頭蓋骨骨折に伴うくも膜下出血によって死亡した。

## 刑事訴訟法（配点50点）

以下の【事例】を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

### 【事例】

詐欺の被疑事件（以下「本件」という。）について捜査を行っていた司法警察職員P1及びP2は、平成29年9月1日午前9時頃、自動車運転免許証の更新のためにたまたまA警察署を訪れていた被疑者Xに対し、取調べに応じるよう求めたところ、Xが素直に応じて署内の取調室に入室したため、直ちに、Xに供述拒否権を告知した上で、本件に関する取調べを開始した。

Xは、食事やトイレのための休憩を除けば、ほぼすべての時間、取調べを受けていた。Xがトイレに行く際には、その都度、警察官が同行していた。Xは、同日午後3時頃、自分の携帯電話で兄と話したいとPらに申し出たが、P1から「兄さんに迷惑をかけるつもりか。」などと説得されたため、電話するのをあきらめた。また、Xは、同日午後6時頃、母親の介護をしなければならないので帰宅したいと二度にわたりPらに申し出たが、P2からその都度、「弁解のつじつまが合わないと気づいたから帰りたくなったのではないのか。」などと申し向けられ、その後は帰宅の意思を表明することがなかった。なお、取調べの開始以降、Xに対して暴行が加えられたことはなく、また、Xを実力で制止して取調室に留め置くような事実もなかった。

Xは、取調べの当初から本件の犯行を否認していたところ、同日午後7時頃、犯行との関連をほのめかすような態度を見せるようになり、同日午後7時50分頃には、本件について自分が犯人であると明確に認める供述を始めた。P1は、この供述を聴取して、調書を作成し、Xの署名捺印を得た。

同日午後11時50分、Xは、本件を理由として裁判官が発付した逮捕状の執行により、取調室において逮捕された。逮捕状は、上記の調書を主な疎明資料として発付された。

### 【設問】

本件逮捕の適法性について、具体的な事実を挙げて論じなさい。

平成30年度  
筑波大学法科大学院  
[ビジネス科学研究科法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者コース入学試験

試験問題(公法)

(60分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて2枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙に、受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、黒色又は青色のペンを使用してください。
- 6) 下書きは答案構成用紙又は問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

## 憲法（配点100点）

以下の【事例】における憲法問題について、論じなさい。

### 【事例】

Y県在住の男子Xは、Y県立女子大学F学部所属のA教授の研究にかねてから強い関心を持っていたため、同教授の指導を受けたいと考え、Y県立女子大学F学部に入学願書を提出したが、同大学は、Xに対して、「本学学則の規定により（下記の【資料】を参照。）、本学がこれまで男子の願書を受理したことはない。このたびのXの願書も受理できない。」旨の通知をした。

Xが居住する地域には、A教授と同じ分野の研究者が所属するB私立大学があるが、Y県立女子大学に比べ学費が4年間で約250万円も高いため、Xの家庭の経済状態からして、XがB私立大学に進学するのは困難である。また、同様の理由から、Xにとっては、同じ分野の研究者が所属する他の地域の大学に、実家以外に居所（アパート等）を借りて通学することも困難であり、このままでは同分野の専門スタッフの指導を受けるという夢を諦めざるを得ない状況である。

そこで、Xは、Y県を相手取り、Y県立女子大学が入学願書を受理しなかったことにより被った精神的損害の賠償を求める訴えと、同大学への入学資格の確認を求める訴えを提起したところ、裁判所は、両訴えの適法性を認めた。

### 【資料】Y県立女子大学学則

第1条 Y県立女子大学（以下「本学」という。）は、Y県における知の拠点として、深く専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、かつ、国際性、創造性及び実践力に富む有為な女子を育成するとともに、地域の発展に寄与することを目的とする。

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者  
(二号以下略)